

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年9月30日

厚生労働省
北海道労働局 労働基準部 賃金室
室長 横溝 朱実
室長補佐 龍瀧 良之（りゅうたき）
代表電話 011-709-2311（内線 3531）
直通電話 011-788-6576（龍瀧）

報道関係者 各位

令和4年10月2日から

北海道最低賃金は時間額920円になります

— 最低賃金の全国加重平均は時間額961円 —

1 北海道労働局長（^{ともふじ}友藤 ^{としあき}智朗）は、北海道地方最低賃金審議会の意見を聴いて北海道最低賃金額を時間額920円とする決定をして、令和4年9月2日、官報に公示しましたので、令和4年10月2日から、北海道最低賃金は時間額920円（引上げ額31円）に改定されます。【資料1】

2 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

北海道労働局では、最低賃金や賃金の引き上げを行い、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に支援を行っており、引き続き、北海道労働局、各労働基準監督署・各公共職業安定所、北海道働き方改革推進支援センター（北海道労働局委託事業）は、中小企業・小規模事業者への支援策、特に、業務改善助成金の周知に努めるほか、その活用勧奨に努めます。

令和4年9月1日より、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金について、「原材料高騰により利益が減少した事業場」への特例拡大など制度を充実したほか、特例コースの申請期限を令和5年1月31日まで延長するなどしています。

（1）業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

《《通常コース》》

令和4年9月1日から制度を充実しました。【資料2】

《《特例コース》》

令和4年9月1日から申請期限を延長するなどしました。【資料3】

（北海道道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供）

【相談窓口】

- 業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440
- 北海道働き方改革推進支援センター 電話 0800-919-1073
(月曜～金曜：9：00～17：00)

【通常コース】

- 北海道労働局雇用環境・均等部企画課 電話 011-788-7874

【特例コース】

- 北海道労働局労働基準部賃金室 電話 011-788-6206
電話 011-738-3386・3387

【申請先】

- 北海道労働局雇用環境・均等部企画課 電話 011-788-7874

(2) 北海道働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様のために、助成金の活用などのご相談に対応するほか、生産性の向上を始め働き方改革に関する相談や訪問支援することなどを目的に、北海道働き方改革推進支援センター（北海道労働局委託事業）を設置しています。

【相談窓口】 電話 0800-919-1073（通話無料）（月～金、9：00～17：00）

【E-mail】 hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

【URL】 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>

(3) その他

北海道労働局ホームページのトップページに《 中小企業・小規模事業者へ 業務改善助成金 ほか 》のページを開設して最低賃金や賃金の引上げを行い生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援内容を掲載しています。

【URL】 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html>

【添付資料】

1. 北海道最低賃金額（リーフレット）
2. 令和4年度 業務改善助成金（通常コース）（リーフレット）
3. 令和4年度 業務改善助成金（特例コース）（リーフレット）
4. 「働き方改革」お手伝いします！（北海道働き方改革推進支援センター）

「知っていますか？ 自分の最低賃金」

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **920** 円

（効力発生年月日 令和4年10月2日）

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

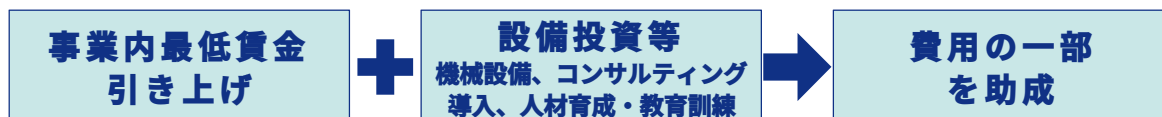
・札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191
 ・札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815
 ・函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605
 江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028
 ・小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651
 倶知安支署 TEL 0136-22-0206
 ・岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-22-4490
 ・旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704
 ・帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243

・滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361
 ・北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983
 ・室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-23-6131
 ・釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835
 ・名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186
 ・留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463
 ・稚内 労働基準監督署 TEL 0162-73-0777
 ・浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113
 ・苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※ が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

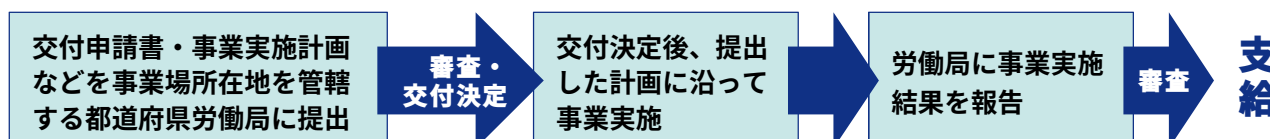
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性※要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変 更 前	変 更 後
申 請 期 限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃 上 げ 対 象 期 間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の 比較対象期間 見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 令和4年12月まで 】 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

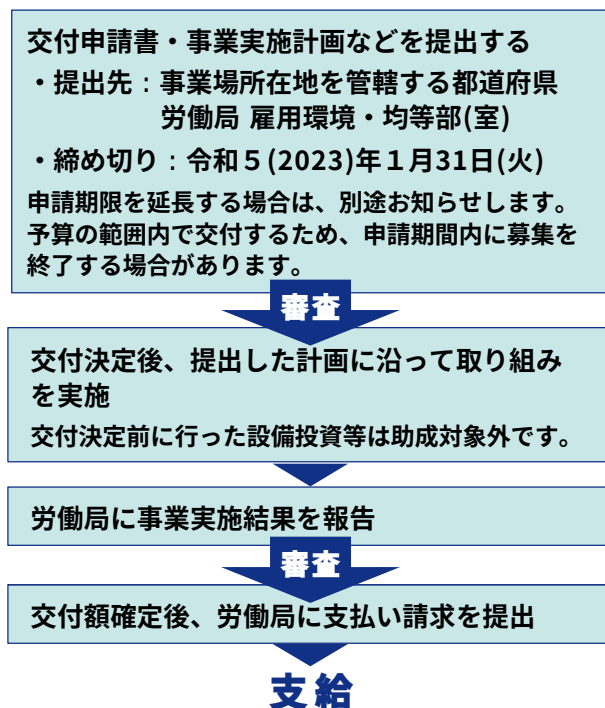
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4／5 920円以上：3／4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



厚生労働省 北海道労働局

本事業は、厚生労働省 北海道労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

働き方改革 お手伝いします!

ご相談無料

社会保険労務士など
専門家がサポートします!

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する
お悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール

専門家による企業訪問

ご相談無料

事業所を最大6回まで
無料で訪問

無料サポート

セミナー開催、セミナー講師派遣

お問い合わせ先

北海道働き方改革推進支援センター

[厚生労働省北海道労働局委託事業]

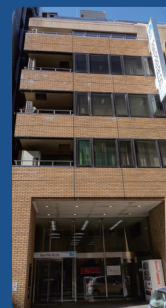
〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33リープロビル3階
(地下鉄大通駅7番出口徒歩3分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分)通話無料
フリーコール

0800-919-1073

(9:00~17:00/土・日・祝日を除く)

FAX

011-206-8365

北海道働き方
改革推進支援
センター

札幌時計台

E-mail : hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com URL : <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

お申し込みは裏面をご覧ください

企業相談 FAX申込書

会 社 名					
業 種					
住 所					
T E L					
従業員数					
担当者名 (部署・役職含む)					
☐ 企業訪問 ☐ センター来所	希 望 日 ※新型コロナウイルス感染症予防のため、来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。	第1希望 第2希望 第3希望	月 月 月	日 日 日	時～ 時～ 時～
ご相談内容					
☐ 同一労働・同一賃金（不合理な待遇差の禁止）について ☐ 働き方改革関連法全般について ☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備 ☐ 改正育児・介護休業法について ☐ その他（					
☐ 助成金について ☐ 年次有給休暇の取得について ☐ 人材確保に資する技術的な相談 ☐ テレワーク導入の際の留意点について ☐ ハラスメント対策について					

相談事例



印刷業

相談内容

就業規則が昔作ったままの状態で改定をしていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えてほしい。

専門家の支援

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスをを行った。何回か情報交換を繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

支援後の効果

最初はどこから手をつけたらよいかわからない状態であったが、情報交換や知識の提供を行っていくうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。



製造業

相談内容

年次有給休暇が取得しにくい社内制度で、社員から有給取得の申請がほとんどない状況となっている。その上、繁忙期、閑散期ともに残業時間も多い。

専門家の支援

有給休暇を取得しやすい制度改定と、閑散期の祝日の前後や合間に計画的付与を行うようアドバイスした。加えて、閑散期に週1回のノー残業デーを設け全社員に周知し、有給休暇の取得状況や、残業時間の削減状況を、「見える化」するようアドバイスした。

支援後の効果

年次有給休暇の申請制度改定と計画的付与の導入により、年次有給休暇を気兼ねなく取得できる空気感が社内に広がり、取得率が向上した。また、ノー残業デーを設けることで社員にも無駄な残業を行わない意識が高まり、年約45時間の残業が削減された。